

非課税申告書（非課税法人用）の記載要領等

- 1 所得税法第 11 条第 1 項及び第 2 項に定めるもののうち公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で次に掲げるもの（以下、「公社債等」といいます。）の利子、収益の分配又は剰余金の配当（以下、「利子等」といいます。）に係る部分については、公共法人等又は公益信託等の受託者が、公社債等につき振替口座簿への記載又は記録その他の一定の方法により管理されており、かつ、その公社債等の利子等につき非課税の適用を受けようとする旨等を記載した申告書を、その公社債等の利子等の支払を受けるべき日の前日までに、金融機関等の営業所等及びその支払をする者を經由して税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 公共法人等又は公益信託等の受託者の「郵便番号」等を記載してください。
 - (2) 非課税の適用を受けようとする公社債等の種別等を記載してください。
 - (3) 「申告書の提出の際に経由すべき支払者」欄には、保護預り証券会社又は口座管理機関の「所在地」等を記載してください。